

令和7年度第1回富津市男女共同参画審議会 会議録

1 会議の名称	令和7年度第1回富津市男女共同参画審議会
2 開催日時	令和7年7月15日(火) 午後2時00分～午後2時40分
3 開催場所	富津市役所5階 502会議室
4 審議等事項	(1) 富津市男女共同参画計画の取組状況について (2) 富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について
5 出席者名	富津市男女共同参画審議会委員(7名) 田口 淳和、森田 吉一、阿部 春汰、小幡 伸吾、 竹内 信夫、森田 葉子、山口 文枝 事務局(6名) 市長 高橋 恭市、企画政策部長 阿部 淳一郎、 企画政策部次長 佐藤 慎也、企画課長 三木 貴好、 企画課長補佐 山下 知哉、主事 安田 竣汰
6 公開又は非公開の別	公開・一部公開・非公開
7 非公開の理由	富津市情報公開条例第23条第 号に該当 (理由)
8 傍聴人数	0人(定員5人)
9 所管課	企画政策部企画課企画係 電話 0439-80-1223
10 会議録(発言の内容)	別紙のとおり

令和7年度第1回富津市男女共同参画審議会 会議録

発言者	発言内容
事務局	<p>1 開会</p> <p>委員の皆様方におかれましては、本日はご多用のところ、またお足元の悪い中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>本日の会議の進行を務めさせていただきます、企画課の山下と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本日机上に配布をさせていただきましたものが、会議次第、席次表となります。</p> <p>次に、事前に送付をさせていただきました資料といたしまして、委員名簿、資料1「富津市男女共同参画計画具体的取組等一覧」、続きまして資料2「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の概要」、資料3「富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の実施要綱」、資料4「富津市パートナーシップ・ファミリーシップガイドブック」、資料5「パートナーシップ・ファミリーシップチラシ」、また、ご持参をお願いしておりました「富津市男女共同参画計画」と「概要版」となります。</p> <p>ご確認ありがとうございました。</p> <p>それではただいまから令和7年度第1回富津市男女共同参画審議会を開会いたします。</p> <p>初めに、新たな委員のご紹介をさせていただきます。</p> <p>当審議会委員の橋本茂様から、所属企業を退職されることに伴い、6月16日付け辞職願の提出がございまして、それを受理するとともに、所属団体からの推薦により、後任委員として、阿部春汰委員にお引き受けをいただきましたので、ご紹介させていただきます。</p> <p>後ほど一言ご挨拶いただければと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、本日の委員の出席状況といたしましては、7名の委員全員にご出席をいただいております。したがって、富津市男女共同参画のまちづくり条例施行規則第11条第2項の規定により、半数以上のご出席をいただいておりますので、会議が成立しますことをご報告申し上げます。</p> <p>続きまして、会議の公開についてご説明いたします。</p> <p>富津市情報公開条例第23条第1項の規定により市民の意見を市政に反映するために設置する会議で、市民が構成員に含まれる会議につきましては、法令等に特別の定めがある場合等を除き、公開することとなっております。この規定により、本会議につきましても、傍聴者の受入体制を整備し、会議の議事結果を公表することとしております。</p> <p>なお、本日は今現在傍聴者がいないことをご報告させていただきます。また、会議録作成のため録音させていただきますので、ご了承願います。</p> <p>2 市長挨拶</p>

事務局	<p>続きまして、高橋市長から、ご挨拶を申し上げます。</p>
高橋市長	<p>改めまして、皆様こんにちは。</p> <p>本日は、令和7年度第1回富津市男女共同参画審議会の開催に当たりまして、お足元が悪い中、またお忙しい中、委員の皆様にはご出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>また、阿部委員におかれましては、前任の橋本委員の後任として、快く当審議会の委員をお引き受けいただきましたこと、重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>さて、本審議会ですけれども、皆様既にご案内のとおり、富津市男女共同参画のまちづくり条例の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策や、重要事項について調査、審議するための機関として設置をさせていただいております。</p> <p>皆様もご存知のとおり、近年、ジェンダー平等、女性活躍という言葉は、日本のみならず世界共通のものとして認知され、今後更なる男女共同参画の推進が求められており、本市におきましても、市政の推進の中で非常に重要なものだというふうに思っておりますし、様々な計画、企画、立案段階からも女性の声というのが大変大切なものだと、そのようにも感じております。</p> <p>そうした中、本市では、令和5年3月に策定をいたしました富津市男女共同参画計画に基づき、目標の達成に向け、計画の推進に取り組ませていただいております。本日の審議会ですけれども、計画の取組状況の説明と、昨年10月に運用を開始いたしました、富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度についてのご報告をさせていただきたいと思っております。</p> <p>詳細は後ほど担当からご説明をさせていただきますが、委員の皆様にはそれぞれの立場におきまして、日ごろの生活や様々な仕事の中等々で感じていることなど、忌憚のないご意見ご提言をお寄せいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>今後とも皆様方のお力添えを賜りますよう心よりお願い申し上げます。会議冒頭の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>3 委員及び事務局の紹介</p> <p>続きまして、年度が替わりまして本日が初めての会議であること、また阿部委員が就任しておりますので、田口会長から時計回りに自己紹介をいただければと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
田口会長	<p>会長を務めさせていただきます佐貫小学校の教頭2年目になります、田口淳和と申します。よろしくお願いいたします。</p>
竹内委員	<p>皆様こんにちは。明治安田生命君津営業部の竹内と申します。どうぞ</p>

	<p>よろしくお願いいたします。</p>
山口委員	<p>こんにちは。2年目になります。JA 君津女性部、山口文枝と申します。よろしくお願いいたします。</p>
小幡委員	<p>皆さんこんにちは。私、有限会社ぶ・えもんの小幡と申します。富津市商工会青年部の部長としてこちらの会議参加させていただいております。よろしくお願いいたします。</p>
森田委員	<p>皆様こんにちは。イオンモール富津の森田葉子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
阿部委員	<p>皆さんこんにちは。日本製鉄技術開発本部の阿部と申します。前任の橋本に変わりました。今回参加させていただきます。至らない点多々あるかとは思いますが、全力で頑張りたいと思いますので引き続きよろしくお願いいたします。</p>
森田副会長	<p>皆さんこんにちは。木更津人権擁護委員協議会の富津支部会の方で、会長を務めております。こちらの方で副会長を務めさせていただきます森田と申します。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>続きまして、今年度市の人事異動により事務局職員に変更がございますので、企画政策部長の阿部から紹介をさせていただきます。</p>
阿部企画政策部長	<p>それでは事務局職員の紹介の方させていただきます。 私、今年度企画政策部長を務めることになりました、阿部と申します。皆さんよろしくお願いいたします。 それから企画政策部次長の佐藤です。 企画課長の三木です。 企画課長補佐の山下です。 企画係担当の安田です。 どうぞよろしくお願いいたします。以上で事務局の紹介を終わります。</p>
	<p>4 議題（1）富津市男女共同参画計画の取組状況について</p>
事務局	<p>それでは、議題に入ります。 議事進行につきましては、富津市男女共同参画のまちづくり条例施行規則第 11 条第 1 項の規定により、会長が議長となりますので、田口会長に代わらせていただきます。田口会長よろしくお願いいたします。</p> <p>初めに、本日の会議録署名委員を指名させていただきます。 小幡伸吾委員と森田葉子委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>

田口会長

それでは、議題（１）「富津市男女共同参画計画の取組状況について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議題（１）富津市男女共同参画計画の取組状況についてご説明いたします。

着座にて失礼いたします。

初めに、富津市男女共同参画計画の概要をご説明いたしますので、ご持参いただいた「富津市男女共同参画計画 概要版」の１ページをご覧ください。

上段の「１ 計画策定の目的」について、本市では、「富津市男女共同参画のまちづくり条例」を2009年４月から施行し、市、市民、事業者など市を支える全ての人々が一体となって、男女共同参画のまちづくりに取り組んでおり、これまでの取組の更なる推進と、新たな課題に対応していくため、本計画を策定いたしました。

次に、中段の「２ 本計画の性格」は、本市における男女共同参画の実現に向けた施策の基本的方向を明らかにしたものであり、男女共同参画社会基本法や富津市男女共同参画のまちづくり条例などの関係法令や、国や県の男女共同参画計画や富津市みらい構想等の関連する計画を踏まえて策定しています。

次に、下段の「３ 計画の期間」は、2023年度から2027年度までの５年間としています。

次に、２ページの「４ 施策の体系」をご覧ください。

こちらは、本計画における施策の体系図となっております。

富津市男女共同参画のまちづくり条例に示す基本理念のもと、５年間の計画期間におけるキャッチフレーズを「誰もが活躍でき 幸せに暮らせるまち ふつつ」と設定し、その実現に向け、基本目標を「多様性の意識づくり」、「あらゆる分野において誰もが共に活躍できる環境づくり」、「誰もが共に安心して暮らせる環境づくり」の三つとしています。

基本目標にそれぞれ主要課題があり、主要課題に対して各担当課にて取組を定め、計画を推進しています。

また、体系図の中で赤い星印となっているものは、本計画における重点的に行う施策となっております。

以上が計画の概要となります。

続いて、裏表紙をご覧ください。

こちらは、先ほどご覧いただいた体系図に紐づく具体的取組の一覧となっております。これらの状況をまとめたものが「資料1」となります。本日は赤字で「重点」と記載された部分を主にご説明いたします。

それでは「資料1」をご覧ください。

全ての具体的取組については、表の一番上の中央部、黄色

で示した項目に列記しています。また、中央部から右側にかけて、5年間の取組内容、令和6年度取組内容、取組実績、自己評価、令和7年度取組内容を記載しています。

「資料1」は全体で12ページ、68の取組がありますので、時間の都合上、2ページ以降にあります。青に色付けされた六つの重点取組としている事項の中から、いくつかピックアップし、右から三つ目の列にある令和6年度取組実績を中心にご説明いたします。

それでは、2ページをご覧ください。

左端のナンバー、6～8番の基本目標Ⅰ、主要課題1、施策の方向「(2)多様性の尊重」が一つ目の重点項目となります。

そのうち、7番の具体的取組「②パートナーシップ制度導入に向けた検討・研究」の上段、担当課に企画課と記載している箇所をご覧ください。

こちらは、昨年度の審議会においてパートナーシップ制度導入に向けご審議をいただいたものとなります。

令和6年度は、制度を先行導入している自治体を調査・研究することにより、制度を設計し、関係各課と庁内サービスの調整を行い、令和6年10月から制度を開始しました。

また、木更津市、君津市、袖ヶ浦市と本市の4市で打合せを行い、内容や導入状況、県内の先行導入自治体との都市間連携への加入について協議を重ね、制度の開始と併せて都市間連携への加入もいたしました。

現時点で制度開始から2件の宣誓を受理しています。

また、パートナーシップ・ファミリーシップに係る県内の都市間連携協定の締結自治体は、令和7年4月1日現在、17自治体と締結をしております。

この都市間連携とは、本制度利用者が転出・転入をする場合に生じる負担の軽減を図ることを目的とし、協定を締結している自治体への転入の際は、転入先の自治体への手続きのみを行い、転出元の自治体での手続きは不要となるものです。

令和7年度は、本制度について他市の運用状況など、調査・研究してまいります。

次に、5ページをご覧ください。

27～29番の基本目標Ⅱ、主要課題2、施策の方向「(1)家庭生活における男女共同参画の促進」が二つ目の重点項目となります。

一番上の27番、具体的取組「①父親の子育てに関する学習機会の提供」では、男性にも料理に関心を持っていただけるよう誰でも簡単に作れる料理教室を6回開催し、男性7名が参加しました。

令和7年度は、男性が参加しやすい内容・時間帯や曜日の講座開催を検討いたします。

次に、29番の具体的取組「③父親の育児参加を促進する機運の醸成」の一番下、担当課に健康づくり課と記載している箇所をご覧ください。

こちらは、こども家庭課・健康づくり課の事業において、「プレママ学級」を開催し、プレママに限らずプレパパ同士の情報共有や妊婦ジャケット、新生児人形を使つての疑似体験など、男性の家庭への参画を促進する取組を行いました。

令和7年度は、引き続き、二つの課が連携して「プレママ学級」を開催してまいります。

次に、5ページ下段から6ページ上段にかけ、30～33番の基本目標Ⅱ、主要課題2、施策の方向「(2)地域活動における男女共同参画の促進」が三つ目の重点項目となります。

31番の具体的取組「②自主防災組織における女性の参加の促進」では、災害対策コーディネーター養成講座や出前講座を通じた女性防災リーダー育成を促進しました。

令和7年度は、引き続き、女性防災リーダーの育成を促進してまいります。

次に、32番の具体的取組「③女性の視点を踏まえた避難所の運営体制の充実」では、主に災害対応に関する部分について、女性の参画を促す説明会などの実施や、被災者用の支援助物資として「災害備蓄用生理用品」及び「パンツ用尿取りパッド」を備蓄いたしました。

令和7年度は、避難所開設訓練などを通じて避難所運営の女性の参画を促すとともに、女性避難者のニーズに合う備蓄品を整備してまいります。

次に、7ページをご覧ください。

41～44番の基本目標Ⅱ、主要課題3、施策の方向「(3)各種産業における女性の活躍促進」が四つ目の重点項目となります。

41番の具体的取組「①各種産業における創業しやすい環境の整備」では、富津市商工会と合同で「ふつつ創業セミナー」を9月から11月にかけて5日間、開催しました。

令和7年度は、創業希望者に対する創業に関するセミナーを実施してまいります。

次に、42番の具体的取組「②就農希望者への支援」では、就農希望者からの相談等に対応し、女性の新規就農者が1名認定されました。

令和7年度は、引き続き、就農希望者からの相談に応じ、新規就農者の認定につなげてまいります。

次に、8ページをご覧ください。

48番の基本目標Ⅲ、主要課題1、施策の方向「(1)DV防止対策の取組と相談支援体制の強化」が五つ目の重点項目となります。

こちらについては、①富津市DV・虐待防止計画の推進とい

うことで、男女共同参画計画とは別に定めている計画となります。

虐待や差別に関するテーマでの研修、虐待予防の啓発、相談支援などを担当課で行いました。

引き続き、虐待防止の啓発や関係機関と連携した支援を行っていくこととしています。

最後に、11ページをご覧ください。

60～61番の基本目標Ⅲ、主要課題2、施策の方向「(3) 様々な困難を抱えた人への支援」が六つ目の重点項目となります。

60番の具体的取組「①生活困窮者への支援」では、自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業などを実施し、就労の開始や就労収入の増加を図りました。

令和7年度は、引き続き、生活困窮者への自立相談支援事業などを実施してまいります。

次に、61番の具体的取組「②その他の様々な困難を抱えた人への支援」の一番下、担当課に健康づくり課と記載している箇所をご覧ください。

こちらは、妊娠期から出産・子育ての身近な相談先として、妊娠届出書を市に提出する際に、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が面接し、支援が必要な方を把握するもので、昨年度は130件の妊娠届出があり、全ての方と面談し、支援が必要な方4名をこども家庭課と連携し、支援しました。

令和7年度も妊娠届出書の提出時に、保健師などの専門職による相談・支援を実施してまいります。

以上が重点取組事項の状況です。

今後の取組に当たり、ご意見やご助言をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、議題(1)「富津市男女共同参画計画の取組状況について」の説明を終わります。

田口会長

ただいま事務局の説明が終わりました。
ご質疑、ご意見がございましたら、お願いいたします。

小幡委員

ご説明ありがとうございます。
資料1の7ページにございます、No.39の4のところですね。令和6年度自己評価のところで、男性の育児休業取得率も増加し、働きやすい職場作りを進められたという記載がございます。
私自身も、まだ子供が保育園で自営業であるので、なかなか私自身が育児休業等を取るっていうことが難しいところではあるんですが、やはり男性も、育児休業等することで、我々としては職場の環境といいますか働く方たちの働きやすさにもつながると思われまます。
市役所の方ではそういった方がどれぐらいいらっしゃるのかということも伺いたいです。

事務局	<p>お答えいたします。 令和6年度の市男性職員の育児休業取得率は55.6%となっております。 令和3年度までは0%でしたので、近年著しく取得率が向上しております。 以上でございます。</p>
田口会長	<p>ありがとうございます。他にございませんか。</p>
阿部委員	<p>男女共同参画計画の概要説明、ありがとうございました。重点取組についてもご説明ありがとうございました。 今回たくさん重点項目等いろんな計画を掲げていただいている中で、今年度富津市として強化していく事項等は何かございますでしょうか？</p>
事務局	<p>お答えいたします。 資料1の4ページをご覧ください。4ページの一番上のNo.20をご覧ください。 こちらの具体的取組「①審議会等委員への女性参画の拡大」につきましては、計画上の重点取組に掲げてはいない事項ですが、今年度強化したいと考えております。 市では、各分野において、当審議会のように市民が構成員となる審議会を設けておりますが、各審議会等の女性委員の登用率は、令和6年4月1日時点において24.7%となっております。 また、当審議会は、富津市男女共同参画のまちづくり条例により、男女いずれか一方が委員の数の10分の4未満とならないよう、配慮するよう規定されていることから、7人中3名が女性委員で42.8%の女性登用率となっております。 今後の取組といたしまして、市全体の審議会等において、女性登用率が4割未満となっている所管課に対しヒアリングを実施するなど、要因を調査し、審議会等委員への女性委員の登用率向上を目指してまいります。以上でございます。</p>
田口会長	<p>よろしいでしょうか。他にご意見等はございませんか。 他にご質疑等ないので、議題(1)を終了いたします。</p>
田口会長	<p>5 報告事項(1) 富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について 続きましては、報告事項(1) 富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは報告事項(1) 富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度についてご説明します。</p>

着座にて失礼いたします。

本制度につきましては、昨年5月29日開催の当審議会で説明させていただきました後、同年7月1日から7月31日までパブリックコメントを実施、9月に市議会へ説明したのち、10月1日に制度の運用を開始いたしました。

それでは、資料2をご覧ください。

1の目的ですが、この制度は、性別にとらわれない多様な生き方を認め合い、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指すことを目的としています。

また、互いを人生のパートナーとする二者のパートナーシップの宣誓及び子や親等を家族として宣誓したことを市が証明するものでございます。

補足となりますが、婚姻制度とは異なり、法律上の効力が生じるものではありませんが、性的少数者の方々や様々な事情により婚姻制度などを利用することができない方々の悩みや生きづらさを少しでも軽減し、お二人の自分らしい生き方に寄り添うこと及び性の多様性について市民の皆さんに理解していただくことを目的に実施するものでございます。

次に、2の制度の施行につきましては、冒頭で触れましたが、令和6年10月1日から施行、運用を開始しております。

次に、3のパートナーシップとは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済面、生活面及び精神面で互いに協力し合う関係であることを約束した2人の者の関係をいいます。

次に、4のファミリーシップとは、パートナーシップ関係にある2人のうちいずれか、または双方に子や親がいる場合、戸籍上親族とならない関係にある者の間において、ファミリーシップの宣誓を行うことで家族とみなす関係をいいます。

次に、5の対象者につきましては、まずパートナーシップの宣誓に当たっては、成年であること、市内在住又は市内への転入を予定していること、配偶者がいないこと、などを要件としております。

また、ファミリーシップの宣誓に当たっては、パートナーの一方の子又は親等であること。ただし、親又は満15歳以上の子の場合は本人の同意を必要としております。

子の同意を要する「15歳の基準」は、民法上「養子縁組を承諾する行為として、子が15歳以上の場合、本人の同意を要することから」民法と同様の考えとしております。

次に、6の必要書類につきましては、住民票の写し等の現住所を確認できるものや戸籍謄本等の現に婚姻していないことがわかるものなどを提出していただくこととしております。

次に、7の交付する書類につきましては、要件を満たしていることを確認したのち、宣誓したことを証明する証明書や証明カードを交付することとしております。

次ページ（裏面）をご覧ください。

8の証明書又は証明カードの提示により利用可能となる行政サービスにつきましては、市営住宅入居の申込・同居の申込、子育て応援給付金

申請、救急搬送証明の申請の3つの行政サービスに加え、その他として、市の職員に限定した項目となりますが、市職員の休暇に関して、職員のパートナーシップ・ファミリーシップ関係の方が出産・育児のとき、または介護が必要になったとき、休暇の取得が可能となります。

なお、制度開始以降、これまでに利用の実績はありません。

次に9の都市間連携についてですが、パートナーシップ制度を利用している方が転入・転出する場合に生じる事務手続きの負担軽減を図るため、「パートナーシップ制度に係る都市間連携に関する協定」を、本市を含め県内17の自治体にて締結しています。

この協定により、協定締結自治体へ転出する場合は、転出先の自治体への手続きのみを行い、転出元の自治体での手続きは不要となります。

また、転出先の自治体への、婚姻していないことを証明する書類の提出を省略することができます。

連携できる自治体につきましては、資料に記載のとおり県内で17自治体となります。また、全国組織として、大阪府を中心にパートナーシップ制度自治体間連携ネットワークが組織され、令和7年3月1日から本市も加入し、連携自治体間であれば、県外に転出した際の手続の負担軽減が図れるものとなっております。

以上が、資料2の説明となります。

また、資料3は、本制度の実施要綱、資料4は、本制度の利用者向けのガイドブック、資料5は、本制度の案内チラシですのでご参考にご覧いただければと存じます。

以上で報告事項(1)富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度についての説明を終わります。

田口会長

ありがとうございます。

ただ今、事務局の説明が終わりました。

ご質疑、ご意見がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

特にご質疑等ないので報告事項(1)を終了いたします。

6 その他

田口会長

本日の議題について全て終了しましたが、その他として、委員の皆様から何かございますか。

これまでの内容で聞き漏らしたこと、確認したいことなど何かございましたらお願いいたします。

特にないので事務局から何かありますか。

事務局

今年度の開催につきましては、現在のところ予定しておりませんが、今後審議する案件等が生じた場合には、改めてお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

7 閉会

田口会長

以上をもちまして、令和7年度第1回富津市男女共同参画審議会を閉会いたします。
円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。